

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、<u>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」</u>（昭和30年法律第179号）、<u>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」</u>（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び<u>「厚生労働省所管補助金等交付規則」</u>（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)</p> <p>1 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">大 分 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">中 分 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">小 分 類</td> </tr> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	<p style="text-align: center;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)</p> <p>1 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">大 分 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">中 分 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">小 分 類</td> </tr> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類						
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類						

改 正 後				現 行			
<p>① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法</p>	<p>老人福祉施設</p> <p>認知症高齢者グル</p>	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援セン</p>	<p>軽費老人ホーム（A型）</p> <p>軽費老人ホーム（B型）</p> <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター（A型）</p> <p>老人福祉センター（特A型）</p> <p>老人福祉センター（B型）</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p> <p>在宅介護支援セ</p>	<p>① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法</p>	<p>老人福祉施設</p> <p>認知症高齢者グル</p>	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援セン</p>	<p>軽費老人ホーム（A型）</p> <p>軽費老人ホーム（B型）</p> <p>軽費老人ホーム（ケアハウス）</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター（A型）</p> <p>老人福祉センター（特A型）</p> <p>老人福祉センター（B型）</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p> <p>在宅介護支援セ</p>

改 正 後				現 行			
<p>第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（以下「老人福祉施設等」という。）</p>	ープホーム	ター	ンター	第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第22項に基づく複合型サービスを行う事業所としての <u>複合型サービス事業所</u> （以下「老人福祉施設等」という。）	ープホーム	ター	ンター
	在宅複合型施設			在宅複合型施設			
	生活支援ハウス			生活支援ハウス			
	介護老人保健施設			介護老人保健施設			
	訪問看護ステーション			訪問看護ステーション			
	小規模多機能型居宅介護 <u>事業所</u>			小規模多機能型居宅介護 <u>拠点</u>			
	夜間対応型訪問介護ステーション			夜間対応型訪問介護ステーション			
	介護予防拠点			介護予防拠点			
	地域包括支援センター			地域包括支援センター			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			定期巡回・随時対応型訪問介護看護			

改 正 後				現 行			
	事業所 <u>看護小規模多機能 型居宅介護事業所</u>				事業所 <u>複合型サービス事 業所</u>		
② (略)	(略)			② (略)	(略)		
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係				(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、 <u>同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設</u> 、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設(以下「婦人保護施設等」という。)	婦人相談所 <u>一時保護施設</u> 婦人保護施設			① 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項に基づく婦人相談所、同法第36条又は <u>第39条</u> に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設(以下「婦人保護施設等」という。)	婦人相談所 <u>(新規)</u> 婦人保護施設		
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所(以下「公私連携型保育所」という。))を含む。)、 <u>幼保連携型認定こども園(認定こど</u>	児童福祉施設	助産施設 <u>乳児院</u> 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こ	第一種助産施設 第二種助産施設	② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所(以下「公私連携型保育所」という。))を含む。)、 <u>幼保連携型認定こども園(認定こど</u>	児童福祉施設	助産施設 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こ ども園	第一種助産施設 第二種助産施設

改 正 後				現 行			
<p>も園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、<u>同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所</u>、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、<u>同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所</u>、<u>同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所</u>、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第9項に基づく公示を受けた幼稚園(以下「幼稚園型認定こども園」という。))において保育を実施する部分(以下「保育所</p>	<p>児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 <u>地域子育て支援拠点事業所</u> 小規模住居型児童養育事業所 <u>小規模保育事業所</u> <u>事業所内保育事業所</u> 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の<u>保育所機能部分(幼稚園部分と</u></p>	<p>ども園 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター</p>		<p>も園法第34条に基づく公私連携型幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けた幼稚園(以下「幼稚園型認定こども園」という。))において保育を実施する部分(以下「保育所機能部分」という。))、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの</p>	<p>児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 <u>(新規)</u> 小規模住居型児童養育事業所 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 幼稚園型認定こども園(<u>保育所機能部分に限り</u>、幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の<u>場合</u>に</p>	<p><u>乳児院</u> 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター</p>	

改 正 後				現 行											
機能部分」という。)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの(以下「特例保育施設」という。)、 <u>同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所</u> 及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設(以下「助産施設等」という。)	<u>施設が一体的である場合を除く。</u>)に限る。)特例保育施設 <u>利用者支援事業所</u> 子育て支援のための拠点施設			(以下「特例保育施設」という。))及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設(以下「助産施設等」という。)	限る。))特例保育施設 <u>(新規)</u> 子育て支援のための拠点施設										
③～⑤ (略)	(略)	(略)		③～⑤ (略)	(略)	(略)									
<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1"> <tr> <td>①施設の種類</td> <td>②設置根拠等</td> <td>③設置者</td> <td>④国庫補助率</td> </tr> </table>				①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1"> <tr> <td>①施設の種類</td> <td>②設置根拠等</td> <td>③設置者</td> <td>④国庫補助率</td> </tr> </table>				①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率												
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率												

改 正 後				現 行			
(1) 老人福祉施設等 ア～ソ(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 老人福祉施設等 ア～ソ(略)	(略)	(略)	(略)
カ 介護老人保健施設 <u>(併設される通所リ ハビリテーション事 業実施部分を含む)</u>	介護保険法第94条 第1項 <u>(介護保険法第 41条第1項、及び同 法第72条第1項)</u>	都道府県又は指 定都市若しくは 中核市	1/3	カ 介護老人保健施設	介護保険法第94条 第1項	都道府県又は指 定都市若しくは 中核市	1/3
チ 訪問看護ステーショ ン	介護保険法第70条 第1項	都道府県又は指 定都市若しくは 中核市	1/3	チ 訪問看護ステーショ ン	介護保険法第70条 第1項	都道府県又は指 定都市若しくは 中核市	1/3
ツ 小規模多機能型居宅 介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中 核市	1/2	ツ 小規模多機能型居宅 介護拠点	老人福祉法第14条	指定都市又は中 核市	1/2
テ～ニ(略)	(略)	(略)	(略)	テ～ニ(略)	(略)	(略)	(略)
ヌ <u>看護小規模多機能型 居宅介護事業所</u>	介護保険法第8条第 23項	指定都市又は中 核市	1/2	ヌ <u>複合サービス事業所</u>	介護保険法第8条第 22項	指定都市又は中 核市	1/2
(2) その他施設	(略)	(略)	(略)	(2) その他施設	(略)	(略)	(略)
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係				(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係			
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 婦人保護施設等 ア 婦人相談所 <u>及び一時 保護施設</u>	売春防止法第34条 第1項、 <u>第2項及び第 5項</u>	都道府県 <u>又は指 定都市</u>	1/2	(1) 婦人保護施設等 ア 婦人相談所	売春防止法第34条 第1項	都道府県	1/2
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2	イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2
(2) 助産施設等 ア 助産施設、 <u>乳児院、</u>	児童福祉法第35条	都道府県又は指	1/2	(2) 助産施設等 ア 助産施設、母子生活	児童福祉法第35条	都道府県又は指	1/2

改 正 後				現 行			
母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	第2項、認定こども園法第12条	定都市、 <u>中核市</u> <u>(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。)</u> 若しくは <u>児童相談所設置市</u> (<u>幼保連携型認定こども園は除く。)</u>		支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、 <u>乳児院</u> 、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	第2項、 <u>児童福祉法第39条第1項</u> 及び認定こども園法第2条第7項	定都市 <u>若しくは</u> 中核市	
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、 <u>中核市</u>	1/3	イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市中核市	1/3
ウ～オ(略)	(略)	(略)	(略)	ウ～オ(略)	(略)	(略)	(略)
<u>カ</u> 地域子育て支援拠点事業所	<u>児童福祉法第34条の11第1項</u>	<u>指定都市又は中核市</u>	<u>1/2</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>キ</u> 小規模住居型児童養育事業所	(略)	(略)	(略)	<u>カ</u> 小規模住居型児童養育事業所	(略)	(略)	(略)
<u>ク</u> 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	<u>児童福祉法第34条の15第1項</u>	<u>指定都市又は中核市</u>	<u>1/2</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>ケ</u> 幼稚園型認定こども園	学校教育法 <u>(昭和22)</u>	都道府県又は指	1/2	<u>キ</u> 幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条(認	都道府県又は指	1/2

改 正 後				現 行			
園	<u>年法律第26号</u> 第2条(認定こども園法第3条第1項の認定は同条9項の公示を受けたものに限る。)	定都市若しくは中核市		園	定こども園法第3条第1項の認定を受けたものに限る。)	定都市若しくは中核市	
ㄱ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	1/2	ㄱ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市 <u>若しくは児童相談所設置市</u>	1/2
ㄴ 利用者支援事業所	<u>子ども・子育て支援法第59条第1号</u>	<u>指定都市又は中核市</u>	<u>1/2</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
ㄷ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市	1/2	ㄷ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市 <u>若しくは児童相談所設置市(放課後児童クラブについては児童相談所設置市を除く。)</u>	1/2
(3) 母子・父子福祉センター	(略)	(略)	(略)	(3) 母子・父子福祉センター	(略)	(略)	(略)
(4) 母子・父子休養ホーム	(略)	都道府県又は指定都市 <u>若しくは中核市</u>	(略)	(4) 母子・父子休養ホーム	(略)	都道府県又は指定都市	(略)
(5) その他施設	(略)	(略)	(略)	(5) その他施設	(略)	(略)	(略)

改 正 後							現 行						
<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>							<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)保護施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)保護施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)社会事業 授産施設等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2)社会事業 授産施設等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)介護福祉 士等養成施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)介護福祉 士等養成施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)障害者支 援施設等 ア 障害福祉 サービス事 業所	障害者総合 支援法第7 9条第2項	(ア)市町村 (イ)障害者総 合支援法第 79条第2 項に基づき	(略) 予算 措置	(略) 都道府県 又は指定 都市若し くは中核	3/4	2/3	(4)障害者支 援施設等 ア 障害福祉 サービス事 業所	障害者総合 支援法第7 9条第2項	(ア)市町村 (イ)障害者総 合支援法第 79条第2 項に基づき	(略) 予算 措置	(略) 都道府県 又は指定 都市若し くは中核	3/4	2/3

改 正 後							現 行							
		事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、 <u>一般社団法人、一般財団法人、</u> NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)		市					事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)		市			
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した障害福祉サービス事業所を有する一般社団法人又は一般財団法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	

改 正 後							現 行								
イ 障害者支援施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 障害者支援施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等 <u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等 <u>(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所を有する一般社団法人又は一般財団法人</u>	(略)	(略)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
エ 地域活動支援センタ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ 地域活動支援センタ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後							現行						
一 オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等 <u>(削除)</u>	(略) (略) <u>(削除)</u>	(略) (略) <u>(削除)</u>	(略) (略) <u>(削除)</u>	(略) (略) <u>(削除)</u>	一 オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等 <u>(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した福祉ホームを有する一般社団法人又は一般財団法人</u>	(略) (略) 予算措置	(略) (略) 都道府県又は指定都市若しくは中核市	(略) (略) <u>3/4</u>	(略) (略) <u>2/3</u>
(5) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設（中分類）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設（中分類）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後							現 行								
イ 身体障害者福祉センター（中分類）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 身体障害者福祉センター（中分類）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 公益社団法人、 <u>公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人</u> <u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 公益社団法人 <u>又は</u> 公益財団法人 <u>(エ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した盲導犬訓練施設を有する一般社団法人又は一般財団法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>予算措置</u> <u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u> <u>2/3</u>

改 正 後							現 行						
エ 盲人ホーム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ 盲人ホーム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ 市町村障害者生活支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ 市町村障害者生活支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(7)～(イ) (略) <u>(ウ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金</u>	(略) <u>予算措置</u>	(略) <u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	(略) <u>3/4</u>	(略) <u>2/3</u>	(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(7)～(イ) (略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>

改 正 後							現 行							
		<u>、医療介護提 供体制改革推 進交付金の交 付の対象であ る、若しくは 過去に交付の 対象であった 施設を有する 民間事業者（ 社会福祉法人 を除く。以下 同じ。）</u> (7)～(i) (略)												
イ 老人短期 入所施設	老人福祉法 第15条第 2項	<u>(i) 地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交 付金、介護基 盤緊急整備臨 時特例交付金 、医療介護提 供体制改革推 進交付金の交</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>				
		(7)～(i) (略)												
イ 老人短期 入所施設	老人福祉法 第15条第 2項	<u>(新規)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)					<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

改 正 後							現 行						
		<u>付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>											
ウ～オ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ～オ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ 軽費老人ホーム(ケアハウス)	老人福祉法第15条第5項	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	カ 軽費老人ホーム(ケアハウス)	老人福祉法第15条第5項	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて整備した軽費老人</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
		<u>施設を有する 民間事業者</u>							<u>ホーム（ケア ハウス）を有 する民間事業 者（社会福祉 法人を除く。 以下同じ。）</u>				
キ 都市型軽 費老人ホー ム	老人福祉法 第15条第 5項	(7)～(イ) (略) (ウ) <u>地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交 付金、介護基 盤緊急整備臨 時特例交付金 、医療介護提 供体制改革推 進交付金の交 付の対象であ る、若しくは 過去に交付の 対象であった 施設を有する 民間事業者</u>	(略) 予算措置	(略) 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	(略) 3/4	(略) 2/3	キ 都市型軽 費老人ホー ム	老人福祉法 第15条第 5項	(7)～(イ) (略) (ウ) <u>交付金の交 付を受けて整 備した都市型 軽費老人ホー ムを有する民 間事業者</u>	(略) 予算措置	(略) 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	(略) 3/4	(略) 2/3

改 正 後							現 行						
ク～シ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ク～シ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法 第14条	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ス 認知症高 齢者グルー プホーム	老人福祉法 第14条	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) <u>地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交 付金、介護基 盤緊急整備臨 時特例交付金 、医療介護提 供体制改革推 進交付金の交 付の対象であ る、若しくは 過去に交付の 対象であった 施設を有する 民間事業者（ ただし4（2） ウに該当する ものは除く）</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3			(ウ) <u>交付金の交 付を受けて整 備した認知症 高齢者グルー プホームを有 する民間事業 者</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3

改 正 後							現 行						
セ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	セ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リ 生活支援 ハウス	平成12年 9月27日 老発第65 5号厚生省 老人保健福 祉局長通知 「高齢者生 活福祉セン ター運営事 業の実施に ついて」	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	リ 生活支援 ハウス	平成12年 9月7日老 発第655 号厚生省老 人保健福祉 局長通知「 高齢者生活 福祉センタ ー運営事業 の実施につ いて」	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
タ 小規模多 機能型居宅 介護事業所	老人福祉法 第14条	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	タ 小規模多 機能型居宅 介護拠点	老人福祉法 第14条	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) <u>地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交 付金、介護基 盤緊急整備臨 時特例交付金 、医療介護提 供体制改革推</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(ウ) <u>交付金の交 付を受けて整 備した小規模 多機能型居宅 介護拠点を有 する民間事業 者</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

改 正 後							現 行							
		<u>進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>												
チ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	チ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3			(ウ) <u>交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護ステーションを有する民間事業者</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	

改 正 後							現 行						
ツ 介護予 防拠点	平成18年 5月29日 老発第05 29001 号厚生労働 省老健局長 通知「地域 介護・福祉 空間整備等 交付金及び 地域介護・ 福祉空間推 進交付金の 実施につい て」	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ツ 介護予 防拠点	平成18年 5月29日 老発第05 29001 号厚生労働 省老健局長 通知「地域 介護・福祉 空間整備等 交付金及び 地域介護・ 福祉空間推 進交付金の 実施につい て」	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) <u>地域介護・ 福祉空間整備 等施設整備交 付金、介護基 盤緊急整備臨 時特例交付金 、医療介護提 供体制改革推 進交付金の交 付の対象であ る、若しくは 過去に交付の 対象であった 施設を有する 民間事業者</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3			(ウ) <u>交付金の交 付を受けて整 備した介護予 防拠点を有す る民間事業者</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
テ 地域包 括支援セ ンター	介護保険法 第115条 の46第2 項又は第3	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	テ 地域包 括支援セ ンター	介護保険法 第115条 の46第2 項又は第3	(7)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) <u>地域介護・ 福祉空間整備</u>	予算措置	都道府県 又は指定	3/4	2/3			(ウ) <u>交付金の交 付を受けて整</u>	予算措置	都道府県 又は指定	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
	項	<u>等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>		都市若しくは中核市				項	<u>備した地域包括支援センターを有する民間事業者</u>		都市若しくは中核市		
ト 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ト 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>交付金の交付を受けて整備した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を有する民間事業者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3				予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

改 正 後							現 行						
ナ <u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>	介護保険法 第8条第2 <u>3項</u>	(7)～(イ) (略) (ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>	(略) 予算措置	(略) 都道府県又は指定都市若しくは中核市	(略) 3 / 4	(略) 2 / 3	ナ <u>複合型サービス事業所</u>	介護保険法 第8条第2 <u>2項</u>	(7)～(イ) (略) (ウ) <u>交付金の交付を受けて整備した複合型サービス事業所を有する民間事業者</u>	(略) 予算措置	(略) 都道府県又は指定都市若しくは中核市	(略) 3 / 4	(略) 2 / 3

改 正 後							現 行							
		民間事業者												
(2)その他施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2)その他施設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係							ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係							
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	
(1) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	売春防止法第39条	都道府県	3/4	2/3	(1) 婦人保護施設等婦人保護施設	売春防止法第39条	(ア) 指定都市又は中核市若しくは市町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 売春防止法第39条	都道府県 都道府県	3/4 3/4	2/3 2/3	
(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 中核市(助産施設及び母子生活支援施設を除く。) 又は市町村(指定都市又は中核市を除き、特別区を含む。以下本	予算措置	都道府県	3/4	2/3	(2) 助産施設等 ア 助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、児童養護施	児童福祉法第35条第3項又は第4項、第39条第1項及び認定こども園法第2条第7項	(ア) 市町村(児童相談所設置市を除く。)	予算措置	都道府県	3/4	2/3	

改		正		後		現		行	
自立支援施設及び児童家庭支援センター		<u>表において同じ。ただし、本表(2)のアの(ア)、イの(ア)、カの(ア)及びクの(ア)については児童相談所設置市を除く。</u>)					設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター		
	(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、 <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人</u>	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、 <u>中核市(助産施設及び母子生活支援施設に限る。)</u> 若しくは児童相談所設置市	3/4	2/3		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市 <u>(ただし、助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園については中核市含</u>

改 正 後							現 行						
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(ウ) 学校法人、 公益社団法人 又は公益財団 法人</u>	<u>児童福祉 法第56 条の2第 1項</u>	<u>都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市(た だし、助 産施設、 母子生活 支援施 設、保育 所及び幼 保連携型 認定こど も園につ いては中 核市含 む。)</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(エ) 社会福祉施 設等施設整備 費補助金、次 世代育成支援 対策施設整備</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>

改 正 後							現 行						
									費交付金又は 子育て支援対 策臨時特例交 付金を受けて 整備した助産 施設等を有す る一般社団法 人又は一般財 団法人		置市		
<u>イ 保育所</u>	<u>児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項</u>	<u>(7) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
		<u>(イ) 児童福祉法 第35条第4 項に基づき認 可を受けた者</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							
<u>ウ 幼保連携 型認定こ ども園</u>	<u>認定子ども 園法第12 条</u>	<u>(7) 市町村</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
		<u>(イ) 認定子ども 園法第17条 第1項に基づ き認可を受け</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県 又は指定 都市若し くは中核</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>							

改 正 後							現 行						
エ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第3項又は第4項	た者	市	都道府県	2/3	1/2	イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第3項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			(ウ) 公益社団法人又は公益財団法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(エ) 過去に社会福祉施設等施設整備費又は児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した児童厚生施設を有する一般社	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2	

改 正 後							現 行						
キ 職員養成 施設	児童福祉法 第35条第 10項	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	キ 職員養成 施設	児童福祉法 第35条第 10項	市町村 <u>(児童相 談所設置市を除 く。)</u>	予算措置	都道府県	3/4	2/3
カ 児童自立 生活援助事 業所	児童福祉法 第6条の3 第1項	(7) <u>中核市又は 市町村</u>	予算措置	都道府県	3/4	2/3	キ 児童自立 生活援助事 業所	児童福祉法 第6条の3 第1項	(7) 市町村 <u>(児 童相相談所設 置市を除く。)</u>	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) <u>社会福祉法 人又は公益社 団法人、若し くは公益財団 法人</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3/4	2/3
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			(ウ) <u>公益社団法 人、又は公益 財団法人</u>	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
キ 地域子育 て支援拠	児童福祉法 第34条の	<u>(7) 市町村</u>	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

改 正 後						現 行								
点事業所	11第1項	(イ) 児童福祉法第34条の1第1項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施する法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3								
2 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	(7) 中核市又は市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	2 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	(7) 市町村(児童相談所設置市を除く。)	予算措置	都道府県	3/4	2/3	
		(イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、若しくは公益財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3/4	2/3			(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3/4	2/3	
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			(ウ) 公益社団法人又は公益財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若し	3/4	2/3	

改 正 後							現 行							
ケ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項又は第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	くは児童相談所設置市	(新規)	(新規)	(新規)
		(イ) 児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3								
コ 幼稚園型認定こども園	学校教育法第2条(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものに限る。)	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3	カ 幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものに限る。)	(7) 市町村(児童相談所設置市を除く。)	予算措置	都道府県	3/4	2/3	
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				(ウ) 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
		<u>(イ) 認定子ども園法第3条第1項に基づき認定を受けた者(指定都市、中核市及び市町村を除く。)</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>サ</u> 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	市町村	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>キ</u> 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	市町村 <u>(児童相談所設置市を除く。)</u>	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
<u>シ</u> 利用者支援事業所	<u>子ども・子育て支援法第59条第1号</u>	<u>(7) 市町村</u>	予算措置	都道府県	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
		<u>(イ) 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業を実施する法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人に</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

改 正 後							現 行						
ス 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	<u>限る。)</u>	予算措置	都道府県	3/4	2/3	リ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	(ア)市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人 <u>又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人</u> (放課後児童クラブに限る。)							(イ) 社会福祉法人 (放課後児童クラブに限る。)				
		<u>(削除)</u>							<u>(削除)</u>				

改 正 後							現 行						
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			(エ) 過去に児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した放課後児童クラブを有する一般社団法人又は一般財団法人(放課後児童クラブに限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(3)母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及	(7) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2	(3)母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及	(7) 市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、 <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人</u>	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2			(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置	都道府県又は指定都市	2/3	1/2
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			(ウ) <u>公益社団法人又は公益</u>	予算措置	都道府県又は指定	2/3	1/2

改 正 後							現 行						
	び運営につ いて」	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		び運営につ いて」	財団法人 (エ)過去に社会 福祉施設等施 設整備費補助 金を受けて整 備した母子・ 父子福祉セン ターを有する 一般社団法人 又は一般財団 法人	予算措置	都市 都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
(4)母子・父子 休養ホーム	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38条及び 平成26年 9月30日 厚生労働省 発雇児09 30第4号 厚生労働事 務次官通知 「母子・父 子福祉施設 の設備及び	(7)市町村 (イ)社会福祉法 人又は日本赤 十字社、 <u>公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人</u>	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3 2/3	1/2 1/2	(4)母子・父子 休養ホーム	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38条及び 平成26年 9月30日 厚生労働省 発雇児09 30第4号 厚生労働事 務次官通知 「母子・父 子福祉施設 の設備及び	(7)市町村 (イ)社会福祉法 人又は日本赤 十字社 (ウ)公益社団法 人又は公益財	予算措置 予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市 都道府県 又は指定	2/3 2/3	1/2 1/2

改 正 後							現 行						
	運営について	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		運営について	団法人 (エ)過去に社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した母子・父子休養ホームを有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都市 都道府県 又は指定 都市	2/3	1/2
(5) 母子健康センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) 母子健康センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 から 2/3 まで	(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3 から 3/4 まで	1/2 から 2/3 まで
		(イ) <u>その他厚生労働大臣が認めた者</u>	予算措置等	都道府県 又は指定 都市若しくは中核市	2/3 から 3/4 まで	1/2 から 2/3 まで			(イ) <u>社会福祉法人、日本赤十字社又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学</u>	予算措置等	都道府県 又は指定 都市若しくは中核市	2/3 から 3/4 まで	1/2 から 2/3 まで

改 正 後						現 行					
						<u>校法人である 場合に限る。)</u>					
<p>(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>						<p>(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設 <u>(交付金の交付を受けて整備したものを除く。)</u>に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助 <u>((項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係))</u>。</p>					
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率
老人福祉施設等 ア 生活支援ハウス(通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設に併設又は隣接している場合限る。)	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)	老人福祉施設等 ア 生活支援ハウス(通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設に併設又は隣接している場合限る。)	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)
イ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)	イ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後						現 行					
<u>(併設される 通所リハビリ テーション事 業実施部分を 含む)</u>	1項 <u>(介護保険 法第41条 第1項、及び 同法第72 条第1項)</u>						1項				
ウ～エ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ～エ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ 訪問看護ス テーション	介護保険法 第70条第 1項	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	オ 訪問看護ス テーション	介護保険法 第70条第 1項	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)
	(エ) <u>過去に</u> 保健 衛生施設等施 設整備費補助 金の交付の <u>対 象であった</u> 訪 問看護ステー ションを有す る民間事業者 (社会福祉法 人、医療法人 を除く。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3			(エ) 保健衛生施 設等施設整備 費補助金の交 付 <u>を受けて整 備した</u> 訪問看 護ステーショ ンを有する民 間事業者(社 会福祉法人、 医療法人を除 く。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	1/3	
5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 <u>(災害による地形地盤の変動によっ</u>						5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用					

改 正 後	現 行
<p><u>て生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)</u></p> <p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(3) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）</p> <p>(5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(7) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアの(ウ)中「4の</p>	<p>(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(3) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門、<u>介護老人保健施設及び訪問看護ステーション</u>に限る。）</p> <p>(5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(7) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアの(ウ)中「4の</p>

改 正 後					現 行				
(1) 表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。					(1) 表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。				
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	直接補助 の場合	間接補助事業 の場合		区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	直接補助 の場合	間接補助事業 の場合	
		国庫補助 率 ③	県補助 率 ④	国庫補助 率 ⑤			国庫補助 率 ③	県補助 率 ④	国庫補助 率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	(略) ・授産施設 ・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）	2/3	5/6	4/5	ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	(略) ・授産施設 ・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）	2/3	5/6	4/5
		7.5/10	8.75/10	7.5/8.75			7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

改 正 後					現 行				
	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・<u>小規模保育事業所</u> 					<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 			
	(略)	8/10	9/10	8/9		(略)	8/10	9/10	8/9
イ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・<u>幼稚園型認定こども園</u> ・<u>小規模保育事業所</u> <p>（地方公共団体が設置するもの）</p> <p>（地方公共団体以外の者が設置するもの）</p>	(略)	(略)	(略)	カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 <p>（地方公共団体が設置するもの）</p> <p>（地方公共団体以外の者が設置するもの）</p>	(略)	(略)	(略)
キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として	(略)	(略)	(略)	(略)	キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第3条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後					現 行				
行う場合					行う場合				
ク 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ <u>幼稚園型認定こども園</u> ・ <u>小規模保育事業所</u> 	(略)	(略)	(略)	ク 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 	(略)	(略)	(略)

改 正 後	現 行
<p>(交付の条件)</p> <p>7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 <u>(仕入控除税額0円の場合を含む。)</u> は、別紙8の様式により速やかに、<u>遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに</u> 地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、地方厚生(支)局長に報告があった<u>結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合</u>には、当該仕入控除税額を国庫に<u>納付しなければならない。</u></p> <p>ク～タ (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙8の様式により速やかに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額<u>の全部又は一部</u>を国庫に納付<u>させることがある。</u></p> <p>ク～タ (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">算 定 基 準</p>

改 正 後		現 行	
1 基 準 額	2 対 象 経 費	1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
<u>厚生労働大臣に協議して承認を得た額</u>	<u>社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）</u>		
別紙1～7（略）		別紙1～7（略）	

改 正 後	現 行
<p>別紙 8</p> <p>直接補助の場合</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児 童 相 談 所 設 置 市 の 長</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入</p>	<p>別紙 8</p> <p>直接補助の場合</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児 童 相 談 所 設 置 市 の 長</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入</p>

改 正 後	現 行
控除税額（要国庫補助金等返還相当額）	控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 _____ 円	金 _____ 円
4 添付書類	4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳 <u>を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）</u>	3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳 <u>等</u>
別紙9	別紙9
間接補助の場合	間接補助の場合
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
〇〇厚生（支）局長 殿	〇〇厚生（支）局長 殿
都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児 童 相 談 所 設 置 市 の 長	都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児 童 相 談 所 設 置 市 の 長
平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復	平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復

改 正 後	現 行
<p>旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金 _____ 円</p> <p>4 添付書類 （1）設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本 （2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳<u>を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）</u></p>	<p>旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。</p> <p>1 施設の種類及び名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金 _____ 円</p> <p>4 添付書類 （1）設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本 （2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳<u>等</u></p>